

吉野川市パブリックコメント手続実施要綱の説明

この資料は、パブリックコメント手続の本格実施にあたり、手続の趣旨・内容等をより分かりやすいものとし、円滑な実施が図られるようにするため、実施要綱の条文ごとに説明及び解釈・運用を記述したものです。

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画の機会を拡充するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市と市民等との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(1)この要綱の目的

【説明】

パブリックコメント手続を円滑かつ確実に達成するため、統一したルールを定めます。

(2)パブリックコメント手続の目的

市が基本的な政策等を策定する過程において、市民の市政への参画の機会を拡充し、市民に対する説明責任を果たすことによって、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とします。

【解釈・運用】

- ・パブリックコメント手続は、あくまで政策等の素案の内容をよりよいものにするために市民等から直接意見や提言を募集し、市の政策等の意思決定の参考とするものです。
- ・この手続の導入によって、従来各政策等の立案にあたって市で設置している委員会、審議会、協議会等における意見に加えて意思決定のための参考意見が充実することになります。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く市民等に公表し、市民等から提出された政策等に対する意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及びこれらに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会及び水道事業者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者

(1)「パブリックコメント手続」の定義(第1号)

【説明】

市が政策等を決める場合、その案を広く市民の皆さんに公表し、市民等から提出された意見・提案を参考に意思決定を行い、その検討結果とともに、提出された意見等に対する市の考え方をあわせて公表していく一連の手続をいいます。

表記については、マスコミ報道や行政分野などでは、「パブリックコメント」の表記を使用している例が多いため本市では、「パブリックコメント手続」とします。

(2)「実施機関」の定義(第2号)

【説明】

この要綱によりパブリックコメント手続を実施する市の機関を規定しています。

【解釈・運用】

・この手続は、執行機関等が策定する政策等に対し市民等から意見等の提出を求めるものであることから、議会を対象としていません。その理由は議会が行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、あわせて執行機関のチェック機能を持つ議決機関であるからです。

・この条文規定をはじめ、この要綱に規定する「実施機関」の事務は、その政策等の担当課(室)等で行います。

(3)「市民等」の定義(第3号)

【説明】

「市民等」としたのは、パブリックコメント手続の対象となる政策等の中には、市民だけではなく、市内で日常的に活動を行う他の自治体からの通勤者や通学者、さらには、市内に事業所を置く法人やその他の団体を対象としました。

【解釈・運用】

・「市内に住所を有する者」とは、原則として本市に住民基本台帳による住所、外国人登録原票による居住地を有する者をいい、これらに記録又は登録はされていないが、市内に生活の本拠を有し、現に居住していることが明らかな者を含みます。

- ・「市内に事務所又は事務所を有する個人及び法人その他の団体」とは、市内に本店、支店、営業所その他の事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいいます。
- ・「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体等法人格は持たないが、団体としての規約を有し、代表者が定められているものをいいます。
- ・「市内に存する事務所又は事業所に勤務する者」とは、市内にある事務所又は事務所に勤務している者をいい、当該者が市内に住所を有するかどうかは問いません。
- ・「市内に存する学校に在学する者」とは、市内に設置された学校において教育を受けている者をいい、当該者が市内に住所を有するかどうかは問いません。
- ・「学校」とは、学校教育法に規定する高等学校、各種学校等をいいます。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の政策等を定める計画、個別行政分野における基本的な計画等の策定又は重要な改定
- (2) 市の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

(1)対象となる市の基本的な計画等の範囲について(第1号)

【説明】

「市の政策等を定める計画、個別行政分野における基本的な計画等の策定又は重要な改定」とは、市の基本的な政策や目指すべき方向等を定める、市の基本構想・基本計画など市全体にわたる総合計画、各個別の行政分野における基本計画・マスタープランなどをいいます。

【解釈】

・計画内容に基本計画に当たる部分と実施計画に当たる部分が含まれている場合、策定時には、両者を分離せず計画全体を対象とします。改定の場合は、基本計画に当たる部分を含む改定のみを対象とし、実施計画に当たる部分のみの改定は対象としません。

・計画中に当該計画の実施後一定期間を経過した地点で計画の見直しを行う旨を規定している場合において、見直しの結果計画を改定しないことと決定した場合も本手続の対象とします。

(第3条各号共通)

(2)市の基本的な方針を定めることを内容とする条例の制定について(第2号)

【説明】

「市の基本的な方針を定めることを内容とする条例」とは、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の手続を定めるものをいいます。ただし、事務分掌条例、職員の給与に関する条例など行政内部に適用されるものは、該当しません

(3)市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例について(第3号)

【説明】

「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例が該当します。

(4)その他、実施期間が特に必要と認めるもの(第4号)

【説明】

「その他、市全域を対象とし、市民等の生活にかかる課題であって、基本的な政策等の立案に当たって、この手続により市民等の意見を求めることが望ましいと実施機関が認めたもの」については、市民等に適用される規則等のうち担当課等が本手続の適用の必要性を認めたものをいい、憲章などを定めるものについても、この手続の対象となります。

議員提案によるものは、対象としません。

【解釈・運用】

・第1号から第3号までの規定に該当しないものでも、パブリックコメント手続を実施することが有

益と実施機関が判断するものについては、この要綱に基づいて実施することになります。

参考：地方自治法第14条第2項

「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

(対象の適用除外)

第4条 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が迅速又は緊急に決定する必要があると認めたもの
- (2) 実施機関が軽微な変更であると認めたもの
- (3) 実施機関が政策等の策定に当たって裁量の余地がないと認めたもの
- (4) 市民等の意見を聴取する手続が法令に定められているもの
- (5) 附属機関又はこれに準ずる機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告又は答申に基づき政策等を決定するもの
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求の対象から除かれているもの

(1) 緊急を要するもの(第1号)

【説明】

「迅速又は緊急に決定する必要がある場合」とは、災害等やむを得ない事情により、本手続を経る時間がない場合を想定しています。

(2) 軽微なもの(第2号)

【説明】

「軽微な変更」とは、大幅な改正又は基本的な事項の改正を伴わないものや上位法令・上位計画などの変更に伴う表現変更する場合をいいます。

(3) 裁量の余地がないと認められるもの(第3号)

【説明】

「裁量の余地がないと認めた場合」とは、上位法令や国・県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿って選択技のない決定をする場合をいいます。

(4) 意見を聴取する手続が法令に定められているもの(第4号)

【説明】

「意見を聴取する手続が法令に定められている場合」とは、都市計画決定のように法令などの規定により公聴会の開催や住民からの意見書をもとに都市計画審議会の開催が義務付けられている場合をいいます。このような場合、法定要件で本手続の趣旨が達成されると見なされることから、対象外とします。

(5) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申に基づき、政策等を決定するもの(第5号)

【解釈・運用】

・審議会等の附属機関等において、パブリックコメント手続と同様の手続を実施して報告、答申等がなされた場合には、重複を避ける観点から、実施機関はパブリックコメント手続を実施しない判断をすることができます。

(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求の対象から除かれているもの(第6号)

【説明】

「市税の賦課徴収、並びに分担金、使用料及び手数料の徴収」に関する条例等については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項に定める直接請求の対象から除外されていますので、同法規定の趣旨に準じてこの要綱においても対象外とします。

【解釈・運用】

・条例の条項の一つとして賦課徴収等の項目がある場合には、当該項目のみを対象外とします。

参考:地方自治法第74条第1項

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」

(政策等の案の公表及び公表方法)

第5条 実施機関は、市の政策等を策定しようとするときは、あらかじめ策定の意思決定を行う前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときには、併せて次に掲げる事項及び資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策等の案の概要
- (3) 政策等の案に必要な資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

4 実施機関は、前項の規定によるもののほか、必要に応じて、手続を実施する旨を市の広報誌及びケーブルテレビ等により、市民等に周知するものとする。

(1) 公表時期(第1項)

【説明】

公表は、意思決定の前に行いますが、条例案や議会の議決を要するものは当然議会提案前となります。

【解釈・運用】

・「策定の意思決定前」とは、素案がまとまった際とします。

(2) 公表内容及び方法(第2項・第3項)

【説明】

案の公表にあたっては、市民等がその案件について十分理解し、意見を提出できるよう、関連資料を用意するなど分かりやすさに配慮するよう努めます。

公表にあたっては、広く市民等に公表する必要がありますので、市のホームページ及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布を義務付けします。又、広報よしのがわへの掲載等の方法を必要に応じて取り入れることとします。なお、広報よしのがわへの掲載をする場合は、原稿の締め切り等の時間的な制限や誌面の制約等があることから、手続を実施する旨のみを掲載することとします。

【解釈・運用】

・「実施機関が指定する場所」とは、担当課(室)などを想定しています。

・政策等の案や公表資料等が膨大な量となる場合や図面、写真など高価な経費がかかる場合には、行政効率の面からそのすべてをホームページへ掲載する必要はありません。案の概要又は、公表資料の概要で代えることとします。

(3) 周知方法及び周知期間(第4項)

【説明】

事前予告の期間は、概ね2週間とします。

(意見等の提出期間)

第6条 実施機関は、市民等が意見等を提出するための必要な期間として、公表した日から原則として30日以上の期間を確保するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない特別の理由があるときは、この限りでない。

(1)意見の提出期限

【説明】

意見の提出期間については、できる限り意見を多くもらうという観点と政策等の決定の迅速性を損なわないという観点を考慮し、30日以上を目安としています。

なお、策定期間の制約からやむを得ず30日以上の期間を確保できない場合には、その理由を明確に説明します。

【解釈・運用】

・市民等が意見等を検討・提出するにあたって、市役所が休日であるかどうかは大きな問題ではないことから、意見等の提出期間から休日は控除しないことにします。

期間の最終日の設定に当たっては、休日を避けるようにしてください。

・年末年始の休日については、市役所が長期にわたって閉庁となることから、市HP以外に素案の入手が困難であり、また、市民等からの意見等の提出に支障をきたす恐れがあることから、12月29日から翌年1月3日までは、意見等の提出期間に含めないこととします。

・意見等の提出期限については、提出方法に応じて、原則として次のように取り扱います。

実施機関が指定する場所への書面による提出

(最終日の指定場所における開設・開館時間内の提出)

郵便(最終日の消印有効)

ファクシミリ(最終日の午後11時59分59秒までの受信)

電子メール(最終日の午後11時59分59秒までの受信)

(意見等の提出)

第7条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)並びに電話番号を明示しなければならない。

(1)意見の提出方法(第1項)

【説明】

「実施機関が指定する場所等」とは、原則として担当課(室)等を指しますが、必要に応じてその他の場所を指定することも可能です。

【解釈・運用】

・電子メールによる意見等の提出は、具体的には市ホームページ上から担当課(室)アドレスを参照し、必要事項を直接記入して送信していただくという方法になります。

(2)意見の提出に際しての注意事項(第2項)

【説明】

住所、氏名(団体にあつては、団体名)、電話番号の記載を求めるものとします。電話など口頭による意見等の申し出については、この手続外の参考意見とします。また、提出される意見等は原則として日本語とします。

【解釈・運用】

・意見等の提出は原則日本語によるものとしますが、特に外国人に密接に関係する案件について、日本語以外の提出を認めた場合には、意見等にあわせて日本語訳の添付を求めることがあります。

・意見等の提出は基本的には様式1「意見等提出書」によるものとしますが、以下の事項が記入されていれば様式は問いません。

「意見等提出書」以外の用紙で提出される場合は、次の事項を明記してください。

案件名

住所、氏名、電話番号

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所が市外の方は、意見等を提出できる主体であること。

(市内在勤者若しくは市内在学者又は利害関係者)

・意見等の提出に当たって住所・氏名等の明記を求めることとしているのは、政策等の策定に直接関わる以上、市民等にも相応の責任を持ってもらうとの趣旨であり、匿名の意見提出が容認されると、動員などによる偏った意見等によって政策判断に混乱を生じること等が懸念されるからです。

・住所が市外の方については、あわせて意見等を提出できる主体(市内在勤者若しくは市内在学者又は利害関係者)であることを記入してもらうこととします。

・提出された市民等の住所・氏名(団体名)・電話番号など個人情報については外部に公表しません。

(意見等に対する措置)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等について取りまとめ、その概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(1) 提出された意見等を考慮して意思決定(第1項)

【説明】

実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行いますが、原則として提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、また提出された意見等を必ず取り入れるということではなく、提出された意見等を十分に考慮してその上で判断するということであり、これがパブリックコメント手続の趣旨です。

パブリックコメント手続は、住民投票のように政策等の賛否を問うものでなく、賛否も含めた意見や提案を求めるものですから、賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方を示しません。

【解釈・運用】

・パブリックコメント手続は政策等の案を公表したうえで市民等の意見等を考慮して政策等を策定するものであり、公表した案にもなく市民等の意見等にもないような事項を政策等の策定の際に追加したり、意見等がない修正(文言等の軽微な修正は除く。)を加えることは、厳に慎むべきであり、仮に、そのような必要が生じた場合には、再度パブリックコメント手続を実施する必要があります。策定期間との関係で再度のパブリックコメント手続が実施できない場合は、「緊急を要するもの」として、適用除外の取り扱いをせざるを得ませんが、この場合、明確な説明が求められることとなります。

(2) 意見等の公表と実施機関の考え方の公表(結果公表:第2項)

【説明】

市民等から提出された意見等は原則としてすべて公表の対象としますが、原案と関係のない意見等については公表しないものとします。

提出された意見等を踏まえて、案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとします。

公表期間は、概ね30日とします。

【解釈・運用】

・ホームページ等への掲載については各実施機関が様式2及び様式7に記入し、それを企画財政課が取りまとめて掲載を行います。

・意見等の公表にあたり、提出された市民等の住所・氏名(団体名)・電話番号など個人情報については公表しません。

・提出された意見等を公表する場合、一つひとつをわかりやすくするとともに、必要に応じて、意見等の趣旨からはずれないよう要約することとします。

・類似の意見等が複数あった場合は、一つにまとめて実施機関の考え方とともに公表します。

・次の意見等については、実施機関の考え方を示すことはありません。

匿名による意見等

責任性が確保できないことから、意見数には含めません。

電話や口頭による意見等

記録性が確保できないことから、意見数には含めません。

提出期限を過ぎて提出された意見等

意見数には含めません。

市民等以外からの意見等

意見数には含めません。

趣旨不明の意見、賛否のみを記述したもの等

意見数には含めません。その他または不明として処理します。

・公表内容は次のとおりです。

策定された政策等

提出人数及び意見等の件数

提出された意見等の概要(項目ごとに要約)及びこれらに対する実施機関の考え方の修正を行った場合は、修正内容及びその理由

・公表の時期は次のとおりとします。(原則)

計画等 当該計画の実施前

条 例 当該条例案の議会提出前

(実施状況の把握及び一覧表の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、市ホームページへ掲載するとともに、実施機関及び実施機関が指定する場所での閲覧又は配布を行うものとする。

(1)実施状況の取りまとめ&公表

【説明】

パブリックコメント手続を実施しようとする場合、その政策等の担当課(室)はあらかじめ、企画財政課に所定の事項を報告することとします。その結果についても同様とします。その報告に基づいて、企画財政課において、手続の実施状況についてその一覧表を作成し、市ホームページにおいて公表します。

実施状況については、事前周知、募集中、結果公表中のものと区分して、案件名、募集期間(実施予定のものについてはその時期)、問合せ先等を示します。

【解釈・運用】

・担当課(室)は実施結果について、パブリックコメント手続実施結果報告書(様式4)により、結果の公表までに企画財政課に報告してください。

・担当課(室)は、第3条に規定する対象案件について第4条の規定に基づいてパブリックコメント手続を実施しなかった場合は、パブリックコメント手続不実施報告書(様式3)により、速やかに企画財政課に報告してください。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

この要綱に定めるもののほか、手続の円滑な運営に必要な事項があれば、市長が別に統一的なルールを定めます。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成20年4月1日以後に実施機関が策定する政策等について適用する。ただし、この要綱の施行の際現に立案の過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。

【説明】

この要綱は、施行日を平成20年4月1日としているが、平成20年度中に意思決定を予定している政策等についても、可能な限りパブリックコメント手続を行うものとします。